

〔大阪体育大学紀要
第 30 卷 (1999) pp.151-164〕

工学者の倫理の特徴

齊 藤 了 文

Some features of engineering ethics

Norifumi SAITO

BULLETIN
OF
OSAKA UNIVERSITY OF HEALTH
AND SPORT SCIENCES

〔大阪体育大学紀要
第30巻(1999) pp.151-164〕

工学者の倫理の特徴

齊藤了文

1999年3月31日受付

Some features of engineering ethics

Norifumi SAITO

ここでいう「工学者の倫理」はいわゆる Engineering Ethics に対応する訳語として提案してみたものである。「科学技術者の倫理」と訳されることもある¹⁾。これは、テクノロジーの社会的影響といったことを主として問題にするのではなく、工学者が専門家としてどのような生き方をすべきかを問題にする。工学者の倫理は、専門家の倫理ではあっても、旧来の専門家である医師や弁護士の倫理とどう違うかを、ここで考察する。

どのような人も生きている限り倫理的問題に直面する。しかし、特に専門家であることによって、より大きな社会的責任が要請されることになる。この小論では特に「工学者」の倫理の基本的資料(具体的な資料については付録1~3を参照)の提供を目的にしている。ただ、専門家といっても工学者は医者や弁護士(具体的規則は付録4~7を参照)とは少し違って、そのために倫理という面でも考慮すべき特徴的な点があるということを示しただけ指摘する。この点を明らかにすることによって、ここ2,30年の間に発展²⁾してきた分野で

ある工学者の倫理³⁾の現状の一端の紹介を行う。(内容の詳細な吟味は、別の機会に譲る。)

以下工学者の倫理の特徴として、①不分明な専門家、②もの(⇔論文)、③もの(⇔人間)、という3つの論点に焦点を合わせて少し説明を行う。

不分明な専門家

もともと専門家というものは、一般公衆とは

¹⁾ Engineering Ethics に関する現在唯一の翻訳書は、この言葉を「科学技術者の倫理」と翻訳している。(『科学技術者の倫理』社団法人日本技術士会訳編、丸善株式会社)

²⁾ 日本機械学会は、材料力学や流体工学といった20の部門から成り立っている。そのうちで、技術倫理を含めて技術と社会との関係を扱う「技術と社会」部門は、1990年に発足した。これは、工学系学会としては最初のものである。(『機会工学100年のあゆみ』社団法人日本機械学会、1997、p.197) また、工学者の倫理に関わるシンポジウムは、平成11年になってからは、幾つか行われている。例えば、情報処理学会の「第3回電子化知的財産・社会基盤研究会」(平成11年1月30日)で、「技術者と倫理」という題でシンポジウムが行われ、また、日本原子力学会関西支部では、平成11年3月23日に、Heinz C. Luegenbiehl による 'Engineering Professionalism and Ethics : Developments in America' という講演会が大阪で行われている。

³⁾ 日本の大学の工学部では、「工学者の倫理」は授業のメイン・テーマとしては、ほとんど教育されていない。(授業内の一部で触れられることはあるようである。)ただ、金沢工業大学では平成7年度以降そのような授業が行われているとのことであり、その内容に即した教科書も最近出版された。『技術者になるということ』飯野弘之、雄松堂出版1998

違って専門的な知識をもち、そのために多くの人とは違った力を持っている人である。この力が一般に認められるようになることが、専門家の威厳につながり、多くの人から尊敬を受けることにもなる。そしてこのような力を維持するためもあって、それに応じた矜持が専門家には要求されることにもなる。「その専門職のメンバーだけが一般的な公衆の利益を守るために十分知的な仕方が必要な判断を下すのに必要な専門知識 expertise をもっている」⁴⁾というパターンリスティックな考えも存在する。しかし、社会的に影響の大きいバイオテクノロジーや原子力に関する問題を、それぞれの専門家にのみ任しておいていいのかという問題は最近つとに指摘されるところである⁵⁾。

ともかく、医者や弁護士は古くは中世の大学に由来する専門職であり、例えば医者は「ヒポクラテスの誓い」(付録4参照)という倫理規定を古くからもっていたという意味でも、専門職の典型だとみなせる。それに対して、世界的に工学の大学ができてきたのもほとんど19世紀になってからであり、工学が新興の学問分野であることは免れ得ない⁶⁾。アメリカの工学会で採用された最初の倫理綱領は、1912年に採用されたアメリカ電子技術者協会 American Institute of Electrical Engineers の綱領だ。ただこのころは一般公衆の福祉に対するエンジニアの責任についてはあまりはつきりとは述べられていなかった。その点が、綱領に明記され出したのは1947年以降のことである⁷⁾。

日本では工学会の倫理綱領ができたのは、土木学会の「土木技術者の信条」および「土木技術者

の実践要綱」が最初であった。これは、昭和11年(1936)以来検討され、昭和13年5月に『土木学会誌』第24巻第5号に発表された。この「信条」や「要綱」は土木学会で現在改定が進んでおり、まもなく公表される手はずになっているようである。そして情報処理学会で倫理綱領が発表されたのは平成8年になってからである。また、電気通信学会では倫理の研究会がつけられている。このように、専門技術者になるためのカリキュラムとして工学者の倫理が要求されていることとも関係して、工学者の倫理は現在の問題となっている。

さて、このとき医者や弁護士という古くからの専門職の典型と工学者とでは、立場の違いが存在する。それは会社との関係である。つまり、工学者のほとんどは企業や国公立の研究所に所属している。これは、医者や弁護士という自営業者とは違った立場に在ることになる。医者や弁護士は、総じて専門的な判断を自律的に下しても、それが自分の飯の種をなくすことにすぐつながることはあまりないように思われる。それに対して、企業に所属している工学者は、専門的見解に関して上司との意見の相違が生じた場合には、自分のクビを覚悟しなければならなくなる。

またエンジニアのアイデンティティということに関しても問題がある。エンジニアはたいてい、マネージャー、管理者、経営者になることを熱望している。これは専門家としてのアイデンティティの土台をくずすことにもなっている⁸⁾。工場管理を仕事にするということは、研究や製造を行うこととは少し違ってきている。そして、理学部の卒業生も企業ではエンジニアとして雇われることもあるし、情報科学の分野ではSEなどは、文科系の学部の出身者も多い。これは会社を中心とし

⁴⁾ p. 27, Robert J. Baum: *Ethics and Engineering Curricula The Hastings Center*

⁵⁾ この点に関しては、村上陽一郎がオピニオン・リーダーになっているような印象を私は受けている。

⁶⁾ 工学会の倫理綱領の歴史については、"The Revolt of the Engineers" Edwin T. Layton, Jr. 1971, The Johns Hopkins University Press が詳しい。ただし、第二次大戦以前について述べている。

⁷⁾ p. 8, Robert J. Baum: *Ethics and Engineering Curricula The Hastings Center*

⁸⁾ 【科学技術者の倫理】 Charles E. Harris, Michael S. Pritchard, Michael J. Rabins 著, 社団法人日本技術士会訳編 丸善株式会社 p. 413

て考えると、その入口も出口も、エンジニアのアイデンティティをそぐものとなっていることを示している。

悪い行動だと理解していたのにそれを避けなかったという意味で、自己のコントロール下にあった行動についてのみ責任を問われるのが、自己責任の原則である。さて、責任というものは何かある行為が行われたときに、その場に居合わせ、何らかの関与をしたというだけで帰せられるものではない。例えば、上官の命令で行った作戦が失敗したり、他人に大きな不利益を与えるものになったりしたときには、その責任は実行者である隊員というよりも、命令を下した上官にあるといえる。エンジニアは、(弁護士や医者以上に)チームを組まずに成果を上げることができないために、責任の所在が問題になる。また、特に情報処理技術者に関しては「特に、単純化され過ぎたモデルに基づいてシステムを構築することが危険であること、すべての可能な操作条件を予測し、そのために設計することがほとんどあり得ないことなど、この専門職種の複雑性に関連するその他の問題について自覚するようにさせなければならない⁹⁾」ということが言われている。

このようにエンジニアは多くの人に関与しているということと専門家自身でも予測できない複雑性を扱っている(一般市民に対してはブラックボックスになっているが、エンジニアにとっては透明だというイメージは必ずしも正しくはない)ということを考えて、エンジニアの責任を個人に帰すことがどの程度できるかは問題となる。しかも、次項に述べるように、作られた機械や橋があるのだから、結果責任を認めようとする、専門家として全力を尽くしたというだけで免責にすることもできないだろう。分かる限りでの問題点

の指摘ぐらいしか専門家に対して責任をとってもらう方法はないように思えるが、それで責任を果たしたといえるであろうか。

結局、工学者は「専門家」として、医者や法律家と同様には扱いにくい状況にある。

もの(⇔論文)

倫理学もさまざまあるが、行為の意図とその結果のどちらを重視するかということに関しての違いも大きい。工学者はものづくりをしており、彼がどんなにいいものを作ろうとしていても、出来上がったものが欠陥を含んでおり、他人に危害を与えるものであったらそれは意味がない。その意味で、工学者は専門家として、結果に対して責任をとることが要求される。

例えば、科学者は真理を発見と言われる。またいろいろ分析することによって悪い兆候を見つけたりする。このタイプの科学的分析による真理の発見は、それなりに方法論も整備され、理解も可能である。それに対して、設計を行う場合には、様々の要素を構成しなければならない。複雑系の研究でも理解されているように、非線形の相互作用があったり、多数の相互作用があったりするとそこからどのような結果が生じるかは分からない。「意図せざる結果」が生じる可能性は否定できない。その点もある程度考慮しながら、工学者はものづくりをやっている。リスクを考慮するということだ。

PL法はソフトのバグには及ばない¹⁰⁾。この点は、間違った理論を提出することによって、科学者には責任が及ぶことはないということの意味する。しかし、工学者はものづくりをすると、それによって製造物責任を求められることが生じる。

この意味で、ものを作る工学者の倫理は、論文

⁹⁾ ACM 倫理綱領 3.6 のコメント(「情報処理学会倫理綱領の基本的考え方」土屋俊 in「倫理綱領調査委員会報告書」社団法人情報処理学会 平成9年1月、p. 31 の訳文を使用)

¹⁰⁾ 「雲を盗む」名和小太郎、朝日新聞社 p. 109ff.などを参照

を作る科学者、研究者の倫理とは区別して考える方がよいように思える。研究者の倫理 research ethics とは、違った側面を、工学者の倫理は問題にしなければならない。

例えば、複雑系の問題意識とからめて、無過失責任を認めようとする PL 法を考えてみる。これは、ある意味では消費者にたいする専門家の責任を強調するものであるが、恐らくこれは極端になると工学者に対する過大な負担になると思われる。実際に、予期せぬ不具合は複雑系では起こる可能性を決して排除できないからである。

環境問題はエコファシズムになる危険性をもつが、人工物をつくる場合には、技術者の独裁になる可能性を残していると思われるかも知れない。しかし、人工物のコントロールがどの程度可能なかは、より具体的吟味をした上で決定できる問題である。

もの (⇔人間)

生命倫理においては、医師が患者のためを思って、患者の治療を独断的に行うことが問題になっている。だから、それに対抗するために患者の自己決定が強調される。例えば、インフォームド・コンセントの必要性が主張される。被害者や加害者になりうる人が、それぞれ自律していることが基本として理解される。

それに対して、機械や構造物をつくる工学者においては、被害者と加害者になりうる人が直接対面していない。もちろん、注文建築をしたならば、注文者の意思決定とのつながりは大きくなるかもしれない。しかし、これは現代の科学技術社会では稀な例である。多くの場合、普通の人の自己決定権は、構造物の形状や機能の決定には及ばない。冷蔵庫やパソコンは電器店で購入し、ビルや橋は既に建っている。自己決定する患者は医者に直接文句を言えるが、自己決定しようとする消費者、

使用者は、直接的には設計者に文句が言えるような状況にない。

しかも、橋やビルという構造物は特に多くの人が使うものであるために、個人の自己決定だけを問題にすることはできない。それに対して、医者のように自分の肉体に対して直接の影響を与える場合には、(私の肉体なのだから)患者個人の自己決定を強調することで倫理的問題がある程度解決される(少なくとも明確にされる)印象がある。しかし、作られたものは、(橋などを考えると)多くの不特定多数に影響を与えるものである。従って、集団の意思決定というさらに難しい問題が含まれることになる。

自分の肉体や権利に関しては、基本的にそれを防衛することが要請される。生存権という基本的人権は、それを守ることが非常に大きな価値になっている。それに対して、機械や構造物はそれを壊すことが必要ならば、所有権を除いてたいした問題は存在しない。ものの価値は人間の尊厳と比べると非常に低い評価をされる。しかし、そのために逆に、権利や義務の対立が、医師や弁護士とは違って問題になる。専門家として、直接相手にするものが、医師や法律家は人間であるのに対して、工学者は機械や構造物というものであった。このとき、人権という絶対的価値が直接に評価の尺度とならないことによって、様々な価値、安全性、効率、燃費、美観などの様々な価値を考慮した上で、工学者のつくったものの評価が行われることになる。このように、多人数で多様な価値の評価が関わるという意味で、工学者の倫理は医療倫理とは違った難しさを含むことになる。

以上、①工学者が専門家としては確立していない、②工学者の倫理は研究者の倫理とは違った側面をもつ、③工学者の倫理の評価基準が一元的になりにくい、という3つの点が、以上の些少な考察で得られた差し当たりの見通しである。

付 録 1¹

土木技術者の信条

1. 土木技術者は国運の進展ならびに人類の福祉増進に貢献しなければならない。
2. 土木技術者は技術の進歩向上に努め、あまねくその真価を発揮しなければならない。
3. 土木技術者は常に真摯な態度を持ち徳義と名誉とを重んじなければならない。

土木技術者の実践要綱

1. 土木技術者は自己の専門的知識および経験をもて国家的ならびに公共的諸問題に対して積極的に社会に奉仕しなければならない。
2. 土木技術者は学理、工法の研究に励み、進んでその結果を公表して技術界に貢献しなければならない。
3. 土木技術者は国家の発展、国民の福利に背戻するような事業を企図してはならない。
4. 土木技術者はその関係する事業の性質上、特に公正で清廉をととおび、かりそめにも社会疑惑を招くような行為をしてはならない。
5. 土木技術者は工事の設計および施工について経費節約あるいはその他の事情にとらわれて、従業者ならびに公衆に危険をおよぼすようなことをしてはならない。
6. 土木技術者は個人的利害のために、その信念を曲げたりあるいは技術者全般の名誉を失墜するような行為をしてはならない。
7. 土木技術者は自己の権威と正当な価値を毀損しないように注意しなければならない。
8. 土木技術者は自己の人格と知識経験とによって、確信ある技術の指導に努めなければならない。
9. 土木技術者はその関係する事業に万一違法

であるものを認めたときはその匡正に努めなければならない。

10. 土木技術者はその内容が疑わしい事業に関係しまたは自己の名義を使用させるようなことがあってはならない。
11. 土木技術者は施工に忠実で事業者に背かないようにしなければならない。

備考：本信条および実践要綱をもって土木技術者の相互規約とする。

付 録 2²

技術士業務倫理要綱

技術士は、その使命、社会的地位および職責を自覚し、技術士業務倫理要綱の実践に努めなければならない。

品位の保持

1. 技術士は、たえず技術の向上と品位の保持に努め、つねに技術的確信をもって業務にあたるとともに、強い責任感をもって、職務完遂を期さなければならない。

専門技術の権威

2. 技術士は、つねに、技術的良心に基づいて行動し、自己の専門外の業務を引き受けたり、確信のない業務にたずさわってはならない。

身分の中立性

3. 技術士は、自己の技術士業務に関連ある他の事業(技術士業務を主たる事業とするものを除く)の経営にあたり、または雇用されてはならない。
4. 技術士は、受託した技術士業務に関して依頼者が支払う技術士報酬以外に、商業上のコミュニケーション、贈与、その他これに類する一切のものを受けてはならない。

¹ 昭和13年5月発表(土木学会誌第24巻第5号)、『土木学会の80年』p.50参照

² 日本技術士会制定(昭和36年4月14日理事会決定)

5. 技術士が、業務を引き受けるときは、依頼者との間に明確な契約を行い、しかるのちに業務に着手し、職務遂行上、依頼者との間に紛糾を生ずることがないようにしなければならない。

秘密の保持

6. 技術士は、つねに依頼者の正常な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らし、また盗用してはならない。

不当競争

7. 技術士は、同業者の名誉を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことをしてはならない。
8. 技術士は、報酬の不当な引下げなどによって同業者と業務の引受けを争ってはならない。

広告の制限

9. 技術士は、自己の専門範囲外にわたる事項を表示したり、広告してはならない。また誇大にわたる広告をしてはならない。

他の専門技術者との協力

10. 技術士は、依頼者の利益に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに努めなければならない。

付 録 3

情報処理学会倫理綱領

前文

我々情報処理学会会員は、情報処理技術が国境を越えて社会に対して強くかつ広い影響力を持つことを認識し、情報処理技術が社会に貢献し公益に寄与することを願い、情報処理技術の研究、開発および利用にあたっては、運用される法令とともに、次の行動規範を遵守する。

1. 社会人として
 - 1.1 他者の生命、安全、財産を侵害しない。
 - 1.2 他者の人格とプライバシーを尊重する。
 - 1.3 他者の知的財産権と知的成果を尊重する。

- 1.4 情報システムや通信ネットワークの運用規則を遵守する。
- 1.5 社会における文化の多様性に配慮する。

2. 専門家として

- 2.1 たえず専門能力の向上に努め、業務においては最善を尽くす。
- 2.2 事実やデータを尊重する。
- 2.3 情報処理技術がもたらす社会やユーザへの影響とリスクについて配慮する。
- 2.4 依頼者との契約や合意を尊重し、依頼者の秘匿情報を守る。

3. 組織責任者として

- 3.1 情報システムの開発と運用によって影響を受けるすべての人々の要求に応じ、その尊厳を損なわないように配慮する。
- 3.2 情報システムの相互接続について、管理方針の異なる情報システムの存在することを認め、その接続がいかなる人々の人格をも侵害しないように配慮する。
- 3.3 情報システムの開発と運用について、資源の正当かつ適切な利用のための規則を作成し、その実施に責任を持つ。
- 3.4 情報処理技術の原則、制約、リスクについて、自己が属する組織の構成員が学ぶ機会を設ける。

注

本綱領は必ずしも会員個人が直面するすべての場面に適用できるとは限らず、研究領域における他の倫理規範との矛盾が生じることや、個々の場面においてどの条項に準拠すべきであるか不明確（具体的な行動に対して相互の条項が矛盾する場合を含む。）であることもあり得る。したがって、具体的なあ場面における準拠条項の優先度等の判断は、会員個人の責任に委ねられるものとする。

付記

1. 本綱領は平成8年5月20日より施行する。

2. 本綱領の解釈および見直しについては、必要に応じて委員会を設置する。

付 録 4³

ヒポクラテスの誓い

私は誓います。医神アポロン、アスクレピオス、ヒュギエイア、パナケイア、およびすべての男神、女神にかけて、またこれらの神々を証人として、私の能力と判断に従い、この誓いと契約とを実行することを。

私はこの術の師をば私自身の両親と同様に敬愛し、生活をともにし、師が金銭を必要とするときには私の財を分かち、師の子息をば私の兄弟に等しい者と考え、もしも彼らが学ぶことを望むならば、報酬も契約もなしにこの術を教授いたしましょう。教規と口述とそのほかのあらゆる教育を授けるのは、私の子息、わが師の子息、および医師の法に従って契約し誓いをたてた弟子に限り、そのほかの者にはこれを許しません。

私が自己の能力と判断とに従って医療を施すのは、患者の救済のためであり、損傷や不正のためにはこれを慎むであります。

たとえ懇願されても、死を招くような毒薬はだれにも与えず、だれにもこのような示唆を慎み、また同様に婦人に墮胎具を供することはいたしません。

純粹に清潔に、私の生涯と私の術とを守りぬくであります。

手術は、結石患者さえも実施せず、これを職業とする者にゆだねます。

いかなる家を訪ねるにしても、それはひたすら患者の救済のためであり、あらゆる意識的な不正

と損傷とを避け、とりわけ婦人であれ男子であれ、自由人であれ奴隷であれ、これと淫らな交わりを結ぶことを慎むであります。

診察にあたって見聞したこと、また診療以外にも人々との交際において経験したことで、他言すべきでない事柄は、これを秘密とみなして沈黙を守ります。

もし私がこの誓いを成就して破棄することがなければ、万人から永久に名声を博して、私の生涯と術とを享受せんことを願います。もしこの誓いを破り、これに違反することがあれば、この逆の運命をたまわらんことを。

付 録 5⁴

医師の倫理

総則

1. 医師は、もと聖職たるべきもので、従って医師の行為の根本は、仁術である。
2. 医師は、常に人命の尊重を念願すべきである。
3. 医師は、常に正しい医事国策に協力すべきである。

第1 医師の義務

第1章 患者に対する義務

- 第1節 診療に際しては全責任を負い、細心の注意を払い、最善の処置をなすように努めること。
- 第2節 療養上必要な事項を、親切に説明・指導すること。
- 第3節 疾病に関する秘密義務を守ること。
- 第4節 患者に予後を告げるにはもっとも慎重になすこと。
- 第5節 救急及び全治不能の患者に対する態度は全責任を負って治療に専念し、誠実をつ

³ 『ギリシアの科学』世界の名著、中央公論社、p. 249-250、大橋博司訳、を使用。なお、インターネットでヒポクラテスの誓いを検索すると、幾分異なった訳文が複数見つかる。

⁴ 「医師の倫理」昭和26年日本医師会、<http://www.apionet.or.jp/niss/days/ishi.html> による。

くして慰安と光明を与えることに務べきである。

第2章 社会に対する義務

第1節 医師は、公共福祉のために進んで各自の技術と時間とを奉仕すべきである。

第2節 医師は、社会衛生に寄与すること。

第3節 医師は、伝染病予防に、万全の努力を傾倒しなければならない。

第4節 医師は、適正な社会保険並びに社会保障制度に協力すべきである。

第5節 医師は、濫りに広告せぬこと。

第6節 医師は、療術行為幫助や、秘薬療法を行ってはならない。

第7節 医師の倫理に反するものは、これを善導すべきである。

第8節 医師は、非医師の行う欺瞞的行為を排し、社会に警告を与え、その弊害を駆逐しなければならない。

第9節 医師の倫理については機会ある毎に患者側にも理解せしむよう指導すること。

第3章 医師会に対する義務

第1節 医師は医師会に入会すべきである。

第2節 医師会の構成と、役員会等の選出については、積弊晒習を一新し適材適任の選出を心懸くべきである。

第3節 新薬・新療法に対する措置は、学術研究機関と連繋して、公衆の福祉と医療の完全を期するため、これに対して適切なる方途を構すべきである。

第2 医師の心得

第1章 医師としての心構え

第1節 医師は、人格と技術と信頼とを第一義とする。

第2節 医師は、常に品性の陶冶に努めること。

第3節 医師は、先輩を敬慕し、且つ同僚、後輩と親善を保つよう心がけること。

第4節 研究に従事する医師の態度は常に謙虚たるべきこと。

第5節 医師は、常に容姿端麗を旨とし、診療の場所等は特に清潔にすべきこと。

第6節 医師は、医業を助けるものに対して、感謝の念を忘れてはならない。

第7節 医師は、特に法令の発布・改廃に留意すること。

第2章 医師相互間の義務

第1節 医師は、相互に尊敬と協力とをなすべきである。

第2節 必要なる対診は、努めてこれを行うべきである。

第3節 対診には、不誠実と競争心があつてはならない。

第4節 対診に臨むときには、常に時間を厳守すること。

第5節 対診上意見が一致しないときには、第2の対診を招請すべきである。

第6節 主治医は、診療上、一切の責任をとるべきである。

第7節 主治医の地位を尊重すること。

第8節 前医の批判をすることは医師の品位を傷つけるものである。

第9節 社会において、誤解を生じないように心がけること。

第10節 主治医のある患者に対しては、主治医の諒解を得ずして診療することは、不徳の行為である。

第11節 急病患者に対し、数名の医師が集合する場合には、主治医か又は初着の医師に主役を委任すべきである。

第12節 主治医の事故が解消したときは、託された患者を直ちに返すべきである。

第13節 患者について、他医からの問い合わせがあつた場合には、詳細且つ迅速に、必要

な記録を提供すべきである。

第3章 医師の報酬

第1節 適切なる報酬は、確保すべきである。

第2節 濫りに無料または軽費診療等を行ってはならない。

第3節 医師に、医業の神聖を冒瀆されてはならない。

第4節 社会正義・医業道徳に反する特約診療をしてはならない。

付 録 6⁵

弁護士倫理

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする。その使命達成のために、弁護士には職務の自由と独立が要請され、高度の自治が保障されている。

弁護士は、その使命にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負う。

よって、ここに弁護士の職務に関する倫理を宣明する。

第1章 倫理綱領

(使命の自覚)

第1条 弁護士は、その使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを自覚し、その使命の達成に努める。

(自由と独立)

第2条 弁護士は、職務の自由と独立を重んじる。

(司法独立の擁護)

第3条 弁護士は、司法の独立を擁護し、司法制度の健全な発展に寄与するように努める。

(信義誠実)

第4条 弁護士は、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う。

(信用の維持)

第5条 弁護士は名譽を重んじ、信用を維持するとともに、常に品位を高め教養を深めるように努める。

(法令等の精通)

第6条 弁護士は法令及び法律事務に精通しなければならない。

(真実の発見)

第7条 弁護士は、勝敗にとらわれて真実の発見をゆるがせにしてはならない。

(廉潔の保持)

第8条 弁護士は廉潔を保持するように努める。

(刑事弁護の心構え)

第9条 弁護士は、被疑者および被告人の正当な利益と権利を擁護するため、常に最善の弁護活動に努める。

第2章 一般規律

(広告宣伝)

第10条 弁護士は、品位をそこなう広告・宣伝をしてはならない。

(依頼の勧誘)

第11条 弁護士は不当な目的のため、又は品位・信用をそこなう方法により、事件の依頼を勧誘し又は事件を誘発してはならない。

(非弁護士との提携)

第12条 弁護士は、弁護士法に違反して法律事務を取り扱い又は事件を周旋することを業とする者から事件の紹介を受け、これらの者を利用し、又はこれらの者に自己の名を利用させてはならない。

(依頼者紹介の対価)

第13条 弁護士は、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ってはな

⁵ 『注釈弁護士倫理 [補訂版]』日本弁護士連合会 弁護士倫理に関する委員会編 有斐閣 p. 217f. 付録「弁護士倫理」より。1990年3月2日制定、改定1994年11月22日

らない。

(違法行為の助長)

第14条 弁護士は、詐欺的商取引、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

(品位をそこなう事業への参加)

第15条 弁護士は、公序良俗に反する事業その他品位をそこなう事業を営み、もしくはこれに加わり、又はこれらの事業に自己の名を利用させてはならない。

(係争目的物の譲受)

第16条 弁護士は、係争目的物を譲り受けてはならない。

(事務従事者の指導監督)

第17条 弁護士は、その法律事務所の業務に関し、事務に従事する者が違法又は不当な行為に及ぶことのないように指導・監督しなければならない。

第3章 依頼者との関係における規律

(依頼者との関係における自由と独立)

第18条 弁護士は、事件の受任及び処理にあたって、自由かつ独立の立場を保持するように努めなければならない。

(正当な利益の実現)

第19条 弁護士は、良心に従い、依頼者の正当な利益を実現するように努めなければならない。

(秘密の保持)

第20条 弁護士は、依頼者について職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らし、又は利用してはならない。同一の法律事務所執務する他の弁護士又は同一の場所で執務する外国法事務弁護士の依頼者について職務上知り得た秘密についても同

様である。

(受任の諾否の通知)

第21条 弁護士は、事件の依頼に対し、その諾否を速やかに通知さなければならない。

(見込みがない事件の受任)

第22条 弁護士は、依頼者の期待するような見込みがないことが明らかであるのに、あたかもあるように装って事件を受任してはならない。

(有利な結果の請負)

第23条 弁護士は、事件について、依頼者に有利な結果となることを請け負い、または保障してはならない。

(不当な事件の受任)

第24条 弁護士は、依頼の目的又は手段・方法において不当な事件を受任してはならない。

(特別関係の告知)

第25条 弁護士は、相手方と特別の関係があつて、依頼者との信頼関係をそこなうおそれがあるときは、依頼者に対し、その事情を告げなければならない。

(職務を行ない得ない事件)

第26条 弁護士は、左に掲げる事件については職務を行ってはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者の同意がある場合は、この限りではない。

- 1 事件の協議を受け、その程度及び方法が信頼関係に基づくときは、その協議をした者を相手方とするその事件
- 2 受任している事件と利害相反する事件
- 3 受任している事件の依頼者を相手方とする他の事件
- 4 受任している事件の相手方からの依

頼による他の事件

- 5 公務員若しくは法令により公務に従事する者又は仲裁人として職務上取り扱った事件

(他の弁護士又はその依頼者との関係において職務を行ない得ない事件)

第27条 弁護士は、同一の法律事務所で執務する他の弁護士若しくは同一の場所で執務する外国法事務弁護士又はそれぞれの依頼者との関係において、職務の公正を保ち得ない事由のある事件については、職務を行ってはならない。

(着手後に知ったとき)

第28条 弁護士は、職務に着手した後に前条に該当する事由があることを知ったときは、依頼者に対し速やかにその事情を告げ、事案に応じた適切な処置を取らなければならない。

(受任の趣旨の明確化)

第29条 弁護士は、受任の趣旨、内容及び範囲を明確にして事件を受任するように努めなければならない。

(事件の処理)

第30条 弁護士は、事件を受任したときは、速やかに着手し、遅滞なく処理するように努めなければならない。

(事件処理の報告)

第31条 弁護士は、依頼者に対し、事件の経過及びその帰趨に影響を及ぼす事項を必要に応じ報告し、事件の結果を遅滞なく報告しなければならない。

(利害衝突のおそれのあるとき)

第32条 弁護士は、同一の事件につき依頼者が二人以上あり、その相互間に利害の衝突が生ずるおそれがあるときは、各依頼者に対しその事情を告げなければならない。

(受任弁護士間の意見不一致のとき)

第33条 弁護士は、同一の事件を受任する他の弁護士との間に事件の処理について意見の不一致があつて、依頼者に不利益を及ぼすおそれがあるときは、依頼者に対しその事情を告げなければならない。

(依頼者との信頼関係が失われたとき)

第34条 弁護士は、事件に関し依頼者との間に信頼関係が失われかつその回復が著しく困難なときは、その依頼関係の継続に固執してはならない。

(法律扶助制度等の教示)

第35条 弁護士は、事案に応じ、法律扶助・訴訟救助制度を教示するなど、依頼者の裁判を受ける権利を護るよう努めなければならない。

(報酬の明示)

第36条 弁護士は、依頼者に対し、受任に際して、その報酬の金額又は算定方法を明示するように努めなければならない。

(報酬の妥当性)

第37条 弁護士は、事案の実状に応じ、適正・妥当な報酬を定めなければならない。

(国選弁護事件における報酬)

第38条 弁護士は、国選弁護事件について、被告人その他の関係者から、名目のいかなを問わず、報酬その他の対価を受領してはならない。

(私選弁護への切替)

第39条 弁護士は、国選弁護人に選任されたときは、その事件の私選弁護人に選任するように働きかけてはならない。

(金品の清算)

第40条 弁護士は、事件に関する金品の清算及び引渡し並びに預かり品の返還を遅滞なく行わなければならない。

(依頼者との金銭貸借)

第41条 弁護士は、特別な事情がない限り、依頼者と金銭の貸借をし、又は依頼者の債務についての保証人となつてはならない。

(依頼者との紛議)

第42条 弁護士は、依頼者との信頼関係を保持し紛議が生じないように努め、紛議が生じたときはできる限り所属弁護士会の紛議調停により解決するように努めなければならない。

第4章 他の弁護士との関係における規律

(名譽の尊重)

第43条 弁護士は、相互に名譽と信義を重んじ、みだりに他の弁護士を誹ぼう・中傷してはならない。

(弁護士に対する不利益行為)

第44条 弁護士は、正当な職務慣行又は信義に反して他の弁護士を不利益に陥れてはならない。

(依頼者関係の尊重)

第45条 弁護士は、他の弁護士が受任している事件の処理に協力するとき又は他の弁護士から事件の受任を求められたときは、その弁護士がその事件の依頼者との間において有する信頼関係を尊重するように努めなければならない。

(受任弁護士間の協調)

第46条 弁護士は、同一事件を受任する弁護士が他にもあるときは、その事件の処理に関し、互いに協調するように努めなければならない。

(他の弁護士の参加)

第47条 弁護士は、事件について依頼者が他の弁護士の参加を希望するときは、正当な理由なくこれに反対してはならない。

(他の事件への介入)

第48条 弁護士は、他の弁護士が受任している事件に介入しようと策してはならない。

(相手方本人との直接交渉)

第49条 弁護士は、相手方に弁護士である代理人があるときは、特別の事情がない限り、その代理人の了承を得ないで直接相手方本人と交渉してはならない。

(弁護士間の紛議)

第50条 弁護士は、弁護士間の紛議については、協議又は弁護士会の紛議調停による円満な解決に努めなければならない。

第5章 事件の相手方との関係における規律

(相手方からの利益供与)

第51条 弁護士は、事件に関し、相手方から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくはその約束をしてはならない。

(相手方代理人に対する利益の供与)

第52条 弁護士は、事件に関し、相手方代理人に対し、利益の供与若しくは供応をし、又はその約束をしてはならない。

第6章 裁判関係における規律

(裁判の公正と適正手続)

第53条 弁護士は、裁判の公正及び適正手続の実現に努めなければならない。

(偽証のそそのかし)

第54条 弁護士は、偽証もしくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽の証拠を提出してはならない。

(裁判手続の遅延)

第55条 弁護士は、怠慢により、又は不当な目的のため、裁判手続を遅延させてはならない。

(裁判官等との交渉)

第56条 弁護士は、事件に関し、裁判官、検察官等と私的関係を利用して交渉してはならない。

(私的関係の宣伝)

第57条 弁護士は、その職務に関し、裁判官、検察官等との縁故その他の私的関係があることを宣伝してはならない。

第7章 弁護士会との関係における規律

(弁護士法等の遵守)

第58条 弁護士は、弁護士法、日本弁護士連合会及び所属弁護士会の会則、会規及び規則を遵守しなければならない。

(委嘱事項の処理)

第59条 弁護士は、日本弁護士連合会、所属弁護士会及び所属弁護士会が所属する弁護士会連合会から委嘱された事項を誠実に処理しなければならない。

第8章 官公庁との関係における規律

(官公庁からの委嘱)

第60条 弁護士は、正当な理由なく、法令により官公庁から委嘱された事項を行うことを拒絶してはならない。

(委嘱受託の制限)

第61条 弁護士は、法令により官公庁から委嘱された事項について、職務の公正を保ち得ない事由があるときは、その委嘱を受けてはならない。

付 録 7⁶

リーガル・プロフェッションの倫理規範

弁護士は、その知識と技術に基づき、市民の法律制度の利用を援助することによって、法と正義が支配する社会の実現に寄与することを職責とし

ている。このため、高い倫理基準にしたがって行動しなければならない。

なお、この弁護士の倫理基準は、弁護士が国家主権を構成する司法権の一翼を担い、基本的人権の擁護と社会的正義の実現をその職責とすることに鑑み、司法権の適正かつ円滑な行使のため必要とされる制度的保障としての公益的要素を持つものである。

例えば、弁護士は依頼者からプライバシーや秘密情報等を開示される立場にある。このため、弁護士には、依頼者の情報を他に漏泄したり、自己又は他者の利害に左右されて依頼者の利益を害する危険性もある。こうした弊害を防止するためにも、高い倫理規範が要求される。このような倫理規範の中で世界普遍的で且つ重要と考えられる倫理規範として例えば confidentiality, conflict of interest 及び誠実義務が挙げられる。

Confidentiality は、弁護士が依頼者のために活動しうるためには、依頼者に関する情報を十分に把握しなければならないが、弁護士にすべての情報を開示しても第三者に開示されたりその他不当に利用される可能性があれば、十分な情報の開示は得られず、弁護士の職務を完全に全うすることはできないため要求される倫理規範である。

Conflict of interest は、依頼者との強い信頼関係がなければ、依頼者は全ての情報を弁護士に開示することができないため、弁護士は、依頼者の正当な利益を誠実に追求できないような状況、その他依頼者に不信感を与えるような状況に自らを

⁶ 「弁護士職の国際的業務に関するフォーラム」第一部会、リーガルプロフェッションの特殊性と責任の中の、「1、リーガル・プロフェッションの社会的責任と独立性」の中の、(3) リーガル・プロフェッションの倫理規範、が、付録6の内容である。平成10年7月16日 日弁連意見書 <http://www.nichibenren.or.jp/sengen/iken/9807-02.htm> より抜粋。

置いてはならず、conflict of interest を持った事件を引き受けてはならないとされる倫理規範である。

誠実義務は、弁護士は、依頼者から囑託を受けて依頼者のために法律事務を行うものであるため、依頼者の正当な権利や利益を誠実に擁護しなければならないとする倫理規範である。

弁護士にはこのように高い倫理規範が要求されるが、その適用する法律が各国によって当然異なることから、弁護士制度は各国の法制度、歴史、国民性、文化により大きく影響をうけることになり、詳細な弁護士倫理となると国によって差異が生じる（例えば、広告を許す国と許さない国があり、報酬規定を設けている国と報酬規定が法律上認められないとする国がある）。このため、異なった国の弁護士が共同で法律事務を提供する場合、あるいはある国の弁護士が他の国の依頼者に法律事務を提供する場合、各国の弁護士倫理が統一されないと様々な問題が生じることになる。

さらに、他の専門職は弁護士と異なった職責を担うため、当然に倫理規範も大きく異なる。例えば、公認会計士を例にとれば、公認会計士は、監査業務においては、企業の正確な財務状況を開示することによって、株主、債権者並びに一般投資家等の経済的利益を保護することを職責とするため弁護士とは異なる倫理に服することになる。すなわち、まず confidentiality について、依頼企業の正確な財務状況を開示することに公認会計士の主たる職責があり、公認会計士と依頼者との関係は弁護士とは全く異なる。例えば、公認会計士は、訴訟の対立当事者の双方の監督を行うことができると考えられる。したがって、このような職責と倫理規範の相違から privilege も認められず、con-

fidentiality の内容も相当違ったものとなる。

Conflict of interest に関して、弁護士は対立する相手方に対して依頼者の法的権利を守るものであって、殆どの場合利害の対立する反対当事者が存在する。これに対して、公認会計士の場合、監査業務に関しても、コンサルタント業務に関しても、利益の相反する対立当事者というものは必ずしも明確ではない。したがって、conflict of interest も弁護士とは異なる考え方により規律されることになる。

誠実義務に関して、弁護士は、依頼者の囑託を受けて依頼者のために法律事務を行うものであるが、公認会計士はいらい企業はあるものの、その行う監査は必ずしもその依頼企業のためというよりは、株主、債権者、一般投資家等の社会全般に対し責任を受託している。したがって、公認会計士においては、少なくともその本来の重要な職務である監査においては依頼者の利益を誠実に守らなければならないという誠実義務は認められていないか、あるいは大きく変容していると言うことができる。

弁護士が服している上記の倫理規範はすぐれて属地的なものであることに留意しなければならない。すなわち、自国の弁護士であれ、許諾された他国の弁護士であれ、法律サービスを提供する国において適用ある倫理規範に服することを要求することは、その国の司法制度の根幹をなす重要な規範であり、またこれによりその国の法律サービスの利用者を保護することができるのである。従って、受入国で法律業務を認められた外国弁護士は、原資格国の倫理規範のみならず、受入国の倫理規範にも服さなければならない。